

12 2012年 著作権の事務処理

数年前より、全国事務局での JASRAC 一括処理はなくなりました。各校で処理をする必要があります。音楽以外も含めて校内放送研究 NO157 (赤本) P.19、21～23や NHK 杯全国高校放送コンテストのページ http://www.nhkk.or.jp/ncon_h/index.html から様式をダウンロードしてよく読んでください。

1. なるべくオリジナルの音源を使う。

- ◎ 安易に市販の音源を使わない。効果音は生録を試みる。
- ◎ 自分で作詞・作曲・自演なら、許諾は必要ありません。
- ◎ ブラスバンド部や軽音楽部等が、自作でない曲を演奏し、それを録音する場合、隣接権処理は省略できるが、JASRAC 等への著作権処理は必要。譜面を利用する場合は別途許諾が必要です。5.を参照。

2. ネット上の音源は使用しない。

- ◎ 有料でのダウンロード楽曲についても使用不可。ただし、3. の指定の著作権フリー音源は除く。
「著作権フリー」と表記があっても、誤っている可能性が大。
よって、HP 管理者に連絡が取れても不可。
(HP の作者自身が著作権のことを分かっていないことが多い)

3. なるべく指定の著作権フリー音源を使用する。

- ◎ 「アーキー」「EX インダストリー」「NHK クリエイティブライブラリー」については、様式2-6の記載のみで使用できます。(ただし、サンプル CD は不可)
ジャケットのコピーの必要もありません。ネットからダウンロードも可能です。

* 注意

「サウンドファクトリー」「ビデオラボネットワーク」「ファンダンゴ」については、次のコピーを添付してください。

- ① 著作権フリーであることが明記してある部分
- ② ジャケット
- ③ 使用する曲名が書かれている部分

様式2-6へ記載してください。

4. 通常販売している CD を使用する場合。

- (1) 5月中に使用する楽曲(の候補)を決定してください。
レンタル CD は使用できません。学校所有か自校生徒所有のものに限ります。
著作隣接権処理 (様式2-7 音源使用許諾申請書) と、著作権処理が必要です。
- (2) CD 業者を別紙のレコード会社一覧から探します。指定の番号に FAX、Web 申請、E-mail 申請か確認します。(レコード会社によって違います。) 同時に電話を入れている学校があるようですが、事前の電話はしないでください。
2・3日後には返事がきます。こない場合は電話を入れてください。有償で許諾の場合は、顧問とよく相談して使用・不使用を決めてください。不許諾の場合は当然使用できません。
無償で許諾の場合は次に進んでください。
- (3) つづいて、JASRAC のページ左下にある「J-WID」検索し、「作品詳細表示」のページから、ラジオ番組の場合は「録音」に「○」、TV 番組の場合は「ビデオ」に「○」があることを確認。
- (4) ラジオの場合は「録音利用申込書」「録音利用明細書」

テレビの場合は「映像ソフト録音利用申込書（新譜）」を作成。

書き方は NHK 杯全国高校放送コンテストのページにあります。

必要事項を記入して、学校の公印を押し、JASRAC に FAX します。

5 月中旬に FAX しないと、大会に間に合いません。

- (5) 10 日間前後で、JASRAC より許諾番号が明細書に記載されて返送されます。

この返送された明細書のコピーを台本に 1 部添付。現物は請求書が来るまで学校保管。

- (6) 県大会当日までに JASRAC から返送されてこない場合は、学校で作成した明細書を添付。

6 月 23 日（土）までに、許諾番号が付与されない場合は、失格となります。

- (7) 8 月か 9 月頃、著作権料の請求が来ます。各校で払い込んで、控えを保管しておいてください。

5. 本校生徒が演奏した自作ではない曲の録音。

著作権の処理が必要です。

JASRAC のページ左下にある「J-WID」で検索し、「作品詳細表示」のページを印刷。

ラジオ番組の場合は「録音」に、TV 番組の場合は「ビデオ」に「○」があることを確認。

以下、4（4）の手順に進んでください。

6. 効果音等、メロディのない市販の音源を使うとき

著作権は「芸術的・創造的なもの」に与えられる権利です。

よって、ドアを閉める音などには著作権は存在しません。JASRAC に権利のない音源を記載すると減点対象になるそうです。

しかし、それを CD に入っているものを使う場合は、CD 業者に「著作隣接権」が生じます。

よって、著作隣接権のみの処理（様式 2-7 音源使用許諾申請書）をします。

すべてに共通して、「様式 2-6」を台本末尾に添付してください。

7. 何か具体的な事例で、不明な点があれば勝手な判断をせずに、すぐに海部先生にメールしてください。

顧問からでも、生徒が直接でもかまいません。

kaifu@e01.itscom.net

○ 著作権

○ 著作権 著作権

○ 著作権 著作権

○ 著作権 著作権

○ 著作権